

盛岡市景観条例について

平成 21 年 2 月 16 日

都 市 整 備 部

1 制定の趣旨

景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、良好な景観の形成及び保全並びに当該景観の次世代への継承に資そうとするものである。

2 条例の内容

- (1) 市民、事業者及び市のそれぞれについて責務を定める。
- (2) 市長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき景観計画を定めるものとする。
- (3) 法第 16 条第 1 項第 4 号の規定に基づき届出の対象となる行為を定める。
- (4) 法第 16 条第 3 項の規定に基づき勧告した場合の手続等を定める。
- (5) 法第 16 条第 7 項第 11 号の規定に基づき、届出の適用除外となる行為を定める。
- (6) 法第 17 条第 1 項に規定する特定届出対象行為を定める。
- (7) 景観重要建造物の指定の手続及び管理の基準を定める。
- (8) 景観重要樹木の指定の手續及び管理の基準を定める。
- (9) 景観審議会の設置等について定める。

3 施行期日

平成 21 年 10 月 1 日とする。ただし、景観計画に係る規定については公布の日から、景観審議会に係る規定については同年 7 月 1 日とする。